

標題

日本国内入港船舶の船舶保安情報通報事項の追加について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1151
発行日 2018年5月11日

各位

海上保安庁より先頃(2018年4月)、国際船舶・港湾保安法施行規則の一部改正に伴う船舶保安情報の事前通報事項について、以下のとおり、一部追加されたとの通知がありました。本年(2018年)7月16日以降、外国から日本に入港、入域する船舶はご留意願います。

1. 追加通報事項
北朝鮮の港への寄港の有無
2. 対象とされる寄港日
日本籍船舶……………2016年12月9日以降の寄港
日本籍船舶以外の船舶……………2016年2月19日以降の寄港
3. その他
船舶保安情報に関する海上保安庁ホームページ
(日本語): <http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/hoan00.html>
(English): <http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/hoan00-e.html>

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 船舶管理システム部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2173
Fax: 03-5226-2174
E-mail: smd@classnk.or.jp

添付:(日本語版のみ)

1. 国際船舶・港湾保安法施行規則の一部改正に係る周知・協力について(平成30年4月27日、保警警第6号)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。



保 警 警 第 6 号

平成30年4月27日

一般財団法人日本海事協会 御中

海上保安庁警備救難部警備課



国際船舶・港湾保安法施行規則の一部改正に係る周知・協力
について（依頼）

貴会におかれましては、平素から、海上保安業務にご理解とご協力をいただき感謝いたしております。

さて、海上保安庁では、改正SOLAS条約を受け国内法令化されました「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（国際船舶・港湾保安法）」の第4章に定める「国際航海船舶の入港に係る規制（入港規制）」を実施しています。当庁といたしましては、円滑な海上交通を阻害しないよう配慮しつつ、この入港規制を的確に実施することにより、我が国でのテロの発生を未然に防止していきたいと考えています。

この入港規制においては、本邦以外の地域の港から本邦の港（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を含む。）に入港・入域しようとする全ての船舶を対象に、入港・入域の24時間前までに「船舶保安情報」を所定の海上保安官署に対して通報していただいておりますが、今般、通報事項を一部追加する旨の改正が行われ、本年7月16日より施行されることとなりました。関係者の方々におかれましては、同改正にご理解をいただき、船舶保安情報の通報を適切に実施していただくようお願い申し上げます。特に、従来から外国船舶等の各種入港手続を代行されている代理店におかれましてはご協力をいただくようお願いいたします。



問い合わせ先

警備救難部警備課

小林・檀原・岩下 03-3591-6361

(内線 5602・5610・5611)

平成30年4月27日

海上保安庁

国際船舶・港湾保安法施行規則の改正のお知らせ

～船舶保安情報の通報事項に北朝鮮の港への寄港の有無を追加します～

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の改正により、船舶保安情報の通報事項に「北朝鮮の港への寄港の有無」が追加されます。

これにより、近年中に北朝鮮に寄港したことがある船舶に対する入港に係る規制を強化し、我が国の港湾施設等に対して行われるおそれがある危害行為の防止等の措置を図ることとしております。

<改正背景>

北朝鮮による核実験の実施、弾道ミサイルの発射等の一連の行為を受け、国連加盟国は北朝鮮制裁措置を強化しており、国際社会の平和及び安全に対する脅威への対応が広がっています。

我が国においても、不審な船舶による本邦の港への武器又は爆発物その他の危険物の不法な持込みの防止等、水際での対応が求められていることから、本改正を行うこととしたものです。

<改正内容>

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(通称「国際船舶・港湾保安法」)施行規則第75条等の改正により、船舶保安情報の通報事項に「北朝鮮の港への寄港の有無」が追加されます。

船舶区分に応じ、下記に定める日以後における北朝鮮の港への寄港の有無を通報することとなります。

- ・ 日本船舶 → 平成28年12月9日以後
- ・ 日本船舶以外の船舶 → 平成28年2月19日以後

※船舶保安情報の通報制度について

国際船舶・港湾保安法の施行(平成16年7月1日)により、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港(入域)の24時間前までに、所定の海上保安部署に対して船舶保安情報を通報することとされています。

<スケジュール>

公布 平成30年4月27日

施行 平成30年7月16日

船舶保安情報の通報事項の一部変更について

外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。



国際船舶・港湾保安法の施行(平成16年7月1日)により、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港(入域)の24時間前までに、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」を通報することとされていますが、平成30年7月16日から、通報事項が一部変更になりますのでご注意ください。

(変更点)

通報事項に次の事項が追加されます。



- ・ 日本船舶→平成28年12月9日以後の北朝鮮の港への寄港の有無
- ・ 日本船舶以外の船舶→平成28年2月19日以後の北朝鮮の港への寄港の有無

- ※ この通報は、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。
- ※ この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。)に入域する場合も必要となります。
- ※ この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。

◆ 通報先はどこですか？

- * 入港する港を管轄する海上保安部署に通報してください。
入港地を定めることができないまま特定海域に入域する場合又は日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

◆ その他、通報の方法はどうなっていますか？

- * 通報者・・・一義的には船長ですが、船長の委任を受けた所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
 - * 通報手段・・・NACCSシステムによるほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK
- ※迅速かつ確実に通報を行うために、できる限り、NACCSシステムの利用をお願いします。

◆ 荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

- * 直ちに、所定の通報先に通報してください。
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。)

船舶保安情報の通報に関するお問い合わせ は最寄の管区海上保安本部まで

※海上保安庁のHPもご覧ください

機関	担当課	住所	電話番号
第一管区海上保安本部	警備課	北海道小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	警備課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	警備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	警備課	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	警備課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	警備課	広島県広島市港区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	警備課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	警備課	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	警備課	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
第十管区海上保安本部	警備課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	警備課	沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118

海上保安庁ホームページ：<http://www.kaiho.mlit.go.jp>

・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。

・通報を行えば、そのまま入港することができます。海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。

従わない場合は入港を禁止されることがありますのでご注意ください。